

令和7年度（2025年度）ブライト企業のガイドブック 制作業務委託実施要項

1 業務の目的

本県では、県内産業界における人手不足が深刻になる一方で、若者の県内就職率は低迷しており、新規学卒者の県内就職率を向上させるとともに、進学や就職で県外に流出した若者を中心としたU I Jターンの増加を図る必要がある。

若者に就職先として県内企業を選んでもらうためには、まずは魅力ある県内企業の存在を知ってもらうことが重要であることから、県内高校生及び県内外大学生をはじめとする求職者やその保護者（以下「県内高校生等」という）等に対し、ブライト企業に認定された企業の魅力をまとめたガイドブックを作成し、効果的に発信することにより、若者の県内就職を促進する。

【ブライト企業とは】

- ブライト企業とは、県が認定する『働く人がいきいきと輝き、安心して働き続けられる企業』のこと。認定期間は3年。
- 今年度の募集・認定業務スケジュール
 - R7. 6月16日～7月15日 募集
 - R7. 8月～9月 審査
 - R7. 10月中 認定

【プラチナブライト企業】

- ブライト企業の認定基準よりもさらに上位の基準を満たした企業をプラチナブライト企業として認定。

【参考】

- 認定企業（R7.6月末現在）：509社（プラチナブライト企業2社含む）

2 業務の実施方法

ブライト企業推進業務について、県内高校生等及びブライト企業のニーズに即した効果的な企画立案と実施を円滑に遂行するため、これらのノウハウに精通した民間企業への業務委託により実施。従って、公募型プロポーザル方式で募集期間を定め応募（企画立案）のあったものについて、書類審査及びプレゼンテーションを経て委託先を選定し委託する。

3 スケジュール

募集開始	令和7年（2025年）7月15日（火）予定
質問書提出期限	7月23日（水）正午 必着
参加表明書提出期限	7月30日（水）正午 必着
企画提案書提出期限	8月13日（水）正午 必着
プレゼンテーション実施	8月20日（水） ※詳細な日時と会場については、後日参加者にお知らせします。
審査結果通知	8月下旬 予定

4 業務内容

(1) 電子版ブライト企業ガイドブックの制作

① 電子版ガイドブックの制作・掲載

県内高校生等に対して、熊本県ブライト企業推進事業の概要や令和7年度(2025年度)までにブライト企業及びプラチナブライト企業に認定されたすべての事業所(550社～最大600社程度を想定)とその取組みを紹介する電子版ガイドブックを制作する。

- ・表紙、各企業紹介ページ等のおおまかなデザインを提案すること。
- ・紹介する内容等の詳細については、契約締結後、県と協議したうえで決定する。
- ・今年度のブライト企業及びプラチナブライト企業の認定は10月頃を予定しているため、各企業への照会等実施時期については以下のとおりとする。

○令和5年度・6年度認定企業(336社) 契約後～

○今年度認定企業(220社程度) 10月下旬頃～

※うち新規認定企業(80社程度)、今年度更新認定企業(140社程度)、
プラチナブライト企業(1～2社程度)

【規格】

- ・全ページカラーとする。
- ・ワンストップジョブサイトくまもと(ブライト企業ページ)上で閲覧できるようにすること。また、完成後は熊本県HPからもリンクできるようにする予定である。
- ・高校生等をはじめとする若者が主に使用している媒体(スマートフォン、タブレット等)から閲覧しやすいように工夫すること。また、パソコンからの閲覧も考慮すること。
- ・次の機能を持たせること。
検索、目次、外部サイト(Youtube動画、企業HP等)へのリンク、印刷、PDFダウンロード、ページめくり、拡大
- ・上記以外の機能でも、必要と思われるものがあれば提案すること。

【留意事項】

- ・写真及び掲載内容等の企業への照会については、事業所への訪問取材またはメール・電話等で行うこと。
- ・主な読者となる県内高校生等の傾向を意識し、趣旨、内容等が分かりやすく速やかに理解できるよう、キャッチコピー、デザイン、内容等に工夫を凝らすこと。
- ・対象企業のデータ(連絡先、昨年度の紹介内容)については県より提供する。
- ・成果物に係る著作権については、県に帰属する。

② ワンストップジョブサイトくまもとへの企業データ登録及び更新

ワンストップジョブサイトくまもと(ブライト企業ページ)内への企業データを登録及び更新する。

ア 企業データの登録及び更新(別添①参照)

- ・今年度認定企業のうち、新規認定企業については、ワンストップジョブサイトくまもと(ブライト企業ページ)への企業データの登録を行うこと。
- ・登録にあたっては、既存の入力フォームを用いて登録を行うこと。
- ・企業情報については、上記①で作成した企業紹介ページの内容を登録する。
- ・現在掲載中の企業については、情報の更新等の必要がある場合は、情報を更新すること。

【留意事項】

- ・登録したデータ情報等が問題なく動作、表示するようにすること。
- ・成果物に係る著作権については、県に帰属する。

(2) 電子版ガイドブックの周知及び紙媒体の進路指導用ガイドブックの作成

① ガイドブック周知用媒体の作成

(1) で作成した電子版ガイドブックを県内高校生等に広く周知するため、配付可能な媒体（カード等）を10,000枚作成する。

- ・高校生等の目をひくデザインを提案すること。

【規格・留意事項】

- ・主な配付先となる高校生等の傾向を意識し、高校生等が興味を惹かれるデザイン及び内容とすること。
- ・最適と思われる媒体、サイズを提案すること。
- ・成果物に係る著作権については、県に帰属する。

② 紙媒体の進路指導用ガイドブックの作成

(1) で作成した電子版ガイドブックを進路指導用の参考資料として活用するためのガイドブックを400冊作成する。

- ・(1) で作成したデータをそのまま印刷したものでも、データを基に、進路指導用資料として活用しやすいよう新たに編集したものでも構わない。
- ・配付用ではなく、進路指導用であることが分かるようにすること。

【規格・留意事項】

- ・A4サイズ、カラー印刷とする。
- ・進路指導用の参考資料として活用しやすい内容等に工夫を凝らすこと。
- ・成果物に係る著作権については、県に帰属する。

③ 周知用媒体及び進路指導用ガイドブックの配付

作成した周知用媒体及び進路指導用ガイドブックは、県の検査確認後、速やかに県の指定する配付先に指定の部数を送付すること。

- ・配付に係る経費（発送料等）は受託者負担とする。
- ・配付はレターパックにより、配付先は220箇所程度を想定している。想定を超えて配付が必要な場合は、上回った分について県から発送する。

(3) 業務開始の際、県と受託者が協議のうえ、業務全体のスケジュールを作成すること。

(4) 上記業務の他に、本事業の効果拡大に通じる取組みがあれば提案すること。

5 契約期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月23日（月）まで

6 委託料の上限

3,850,000円

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務委託の内容に係る予算規模を示したものである。

7 担当部局

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

熊本県商工労働部商工雇用創生局労働雇用創生課 県内雇用促進班

電話 096-333-2341（直通） FAX 096-381-6970

E-mail bright@pref.kumamoto.lg.jp

8 受託者の選定

(1) 選定方法

企画提案によるプロポーザル方式とする。委託先の選定に当たり、応募書の書類審査及びプレゼンテーションを経て、適当と認められる応募者を採択することとする。

(2) 審査項目と選定方法

企画提案等の内容について、審査委員会により下記の審査項目に基づく審査を行ったうえで、次の順番により受託者を決定する。

- ① すべての審査員が、評点を60点以上と評価した者から選定する。
- ② 3名の審査員のうち2名以上が第1順位をつけた者を受託者とする。
- ③ ②で該当者がいなかった場合は順位の平均値を出して最もその点数が低い者に決定する。
- ④ ③で順位の平均値が同じであった場合はそれらの中で評点の合計点が最も高かった者に決定する。
- ⑤ ④で評点の合計点が同じであった場合は審査員の協議により決定する。

審査項目及び審査の視点			配点
企画内容・企画力	基本事項	・業務内容について趣旨を理解し、募集要項に沿った提案となっているか。	20
		・業務の目的を達するために、効果的な業務の流れ・無理のないスケジュールとなっているか。	
	創意工夫	・電子版ガイドブックの作成にあたって、スマートフォンやパソコン等の媒体から活用しやすい工夫が提案されているか。	45
		・ガイドブック周知用媒体や進路指導用ガイドブックは、それぞれの配付対象が活用しやすいものが提案されているか。	
	積算	・積算見積書の積算は妥当なものか(費用対効果は適当か)。	10
業務遂行能力		・本業務を確実に運営・遂行する実施体制を有しているか。	20
		・本業務と類似の契約実績がどの程度あるか。	
事業者の取組 (公示日現在)		① 熊本県ブライツ企業の認定を受けているか。	2
		② 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があるか。	1
		③ 事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言 RE Action のいずれかの認証等、または ④ 森林吸収量認証書の交付実績(当該年度又は前年度)があるか。	1
		⑤ 熊本県SDGs登録制度に登録していること、またはパートナーシップ構築宣言に登録していること。	1
合 計			100

9 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす事業者、または複数の事業者による共同事業体とする。

- ① 業務委託の担当部局である労働雇用創生課との打合せ等に担当者等が出席でき、また、電話、メール等にて速やか、かつ確実な連絡体制をとれる事業者であること。

- ② 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該業務委託を円滑に遂行するために必要な経営基盤及び人員体制を有していること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ④ 消費税及び地方消費税並びに熊本県の県税に未納がないこと。
- ⑤ 参加表明書の受付を開始する日以降、契約締結日までの間に熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止期間中でないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- ⑦ 会社更生法、民事再生法に基づく更生または再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- ⑧ 熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ⑨ 複数の共同事業体の構成員となつての参加や、共同事業体の構成員と単独での重複参加をしないこと。

10 応募手続き

(1) 質問書及び回答

① 質問方法

- ・ 質問は、質問書(別紙様式1)により電子メールにて提出すること。
- ・ 質問への回答は、質問者宛てに電子メールで行う。ただし、参加予定者全員に周知すべきと判断される質問及び回答については、熊本県ホームページに掲載する。その際、質問者名は公表しないものとする。

② 提出先

「7 担当部局」に同じ

③ 提出期限

令和7年(2025年)7月23日(水)正午 必着

(2) 参加表明書等の提出

プロポーザルの参加希望者は、参加表明書その他の必要書類(以下「参加表明書等」という。)を提出すること。

① 提出書類

ア 参加表明書(別紙様式2)

イ 添付書類

- (ア) 組織体制に関する書類(会社概要の分かるパンフレット等)
- (イ) 直前1事業年度の貸借対照表、損益計算書
- (ウ) 定款の写し
- (エ) 事業所の履歴事項全部証明書(発行後3か月以内のもの(写し可))
- (オ) 納税証明書(消費税及び地方消費税に未納がないことの証明並びに熊本県税に未納がないことの証明。令和7年7月15日以降に発行の原本を提出。)
- (カ) 熊本県暴力団排除条例に関する誓約書(別紙様式3)
- (キ) コンソーシアムの場合は、構成員ごとに以上の書類のほか、本業務に係るコンソーシアム協定書の写し

※令和8年(2026年)3月31日までの熊本県競争入札参加資格(業務委託)を有する参加希望者については、上記(イ)～(カ)の書類の提出は不要とする。

② 提出先

「7 担当部局」に同じ

③ 提出部数

1 部

④ 提出期限

令和7年（2025年）7月30日（水）正午 必着

※提出方法は、持参又は郵送とし、期限までに必着のこと。

⑤ 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

（3）企画提案書、事業者の取組に関する申出書の提出

プロポーザルの参加希望者（参加資格を認めた者に限る）は、企画提案書とその他の必要書類（以下、「企画提案書等」という。）を提出すること。

① 提出書類

ア 企画提案書（別紙様式4）

イ 参考見積書・経費内訳書（様式自由）

ウ 事業者の取組に関する申出書（別紙様式5）

※提出する書類の規格はA4版片面とし、企画提案書は、PRしたいポイントや記載内容の理由・背景など提案趣旨を明確に示したうえで、20ページ以内にまとめること。

② 企画提案内容

ア 全体スケジュール

イ 実施体制

ウ 実施内容

エ 類似業務の実績

③ 提出先

「7 担当部局」に同じ

④ 提出部数

正本1部とそのコピー5部（計6部）

※企画提案書は、ホチキス又はクリップ留めすること（ファイリング不要）。なお、参考見積書・経費内訳書は企画提案書の最終ページに添付すること。

⑤ 提出期限

令和7年（2025年）8月13日（水）正午 必着

※提出方法は、持参又は郵送とし、期限までに必着のこと。

11 審査の実施

プレゼンテーション日時及び場所

日時：令和7年（2025年）8月20日（水）

場所：熊本県庁内会議室

（1社40分程度（説明時間は20分）を予定。詳細については、後日個別に連絡する。）

12 契約

受託候補者と、企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、委託上限金額の範囲内で契約を締結する。なお、契約に際しては、企画提案書等の内容を一部変更する場合もあ

る。また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

13 契約保証金

受託者は、契約締結に際し、熊本県会計規則第77条の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、熊本県会計規則第78条の規定に該当する場合は免除する。

14 採択決定後の手続

- ア 見積書の提出
- イ 契約保証金の納付
- ウ 委託契約の締結
- エ 委託事業終了後に業務完了報告書（事業報告書）を提出
- オ 委託費の支払い

15 受託者の責務

- (1) 秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。
- (2) 委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を第三者へ引き受けさせることはできない。
- (3) 委託者の承諾なしに、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要になった経費は受託者負担となる。

16 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出書類等に関する事項
 - ① 提出期限までに参加表明書等又は企画提案書等を提出しなかった場合は参加者として認められないものとする。
 - ② 参加表明書等及び企画提案書等の作成並びに提出に係る費用は、参加者の負担とする。
 - ③ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、添付書類も含め参加者に返却しないものとする。
 - ④ 提出された参加表明書等及び企画提案書等は、参加者に無断で使用しないものとする。
 - ⑤ 参加表明書等及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該参加表明書等及び企画提案書等を無効とし、参加資格の取り消し、落札決定の取り消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
 - ⑥ 参加表明手続きを行った後、都合により企画提案の参加を辞退することになった場合は、参加辞退届（別紙様式6）を提出すること。
- (3) 受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「9 参加資格」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。